原子力安全対策課物品購入等指名業者選定要綱

制定　平成16年６月８日伺定
（同６月８日実施）
改正　令和３年２月８日改正
（同２月８日実施）
改正　令和７年６月１日改正
（同６月１日実施）

第１章　総　則

（趣　旨）

第１条　この要綱は、原子力安全対策課が行う物品の購入、物品の製造の請負又は複写業務に係るサービスの提供（以下「物品購入等」という。）の指名競争入札に参加させようとする者（以下「指名業者」という。）及び随意契約の協議の相手方（執行予定額が200万円を超えるものに限る。）とする者の選定について必要な事項を定めるものとする。

第２章　指名業者の選定

（選定の原則）

第２条　指名業者の選定は、新潟県物品入札参加資格審査規程（昭和56年１月20日新潟県告示第165号。以下「規程」という。）により入札参加資格者名簿に登載された者（以下「有資格業者」という。）から行うものとする。

２　地域産業の振興を図るため、県内に本店（又は本社）を有する有資格業者（以下「県内有資格業者」という。）を優先的に選定するとともに、中小企業者（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第２条に該当する中小企業者をいう。）及び障害者多数雇用事業者（新潟県障害者多数雇用事業者からの物品等調達に関する要綱第２条に該当する事業者をいう。）、ハッピー・パートナー企業調達事業者（ハッピー・パートナー企業からの物品等調達に関する要綱第２条に該当する事業者をいう。）及び生活困窮者等雇用事業者（新潟県生活困窮者等雇用事業者からの物品等調達に関する要綱第２条に該当する事業者をいう。）の受注機会の確保に配慮するものとする。

３　県が行う物品購入等の公共性に鑑み、有資格業者の技術力等の総合管理能力及び物品購入後のアフターサービス等を勘案するものとする。

（指名業者数）

第３条　指名業者数は、概ね10者とする。ただし、指名競争入札に付する物品購入等（以下「発注物品等」という。）の特殊性等からこの数を増減することができるものとする。

（選定方法）

第４条　指名業者の選定方法は、次のとおりとする。ただし、やむを得ないと認めるときは、この限りでない。

（１）規程第３条に規定する資格審査の申請書において、発注物品等の品目に入札参加を希望した有資格業者を優先的に選定するものとする。
（２）第２条第２項の規定に基づき、県内有資格業者を優先的に選定するとともに、中小企業者及び障害者多数雇用事業者等の受注機会の確保に配慮するものとする。なお、発注物品等の特殊性等からこの規定によることができない場合は、この限りでない。
（３）前各号のほか、次に掲げる事項を考慮のうえ選定するものとする。
ア　指名に際し、著しく経営の状況の悪化又は資産及び信用度の低下の事実がなく、かつ、契約が確実に履行されると認められる有資格業者であること。
イ　発注物品等の契約の性質又は目的により、当該契約の履行について法令の規定により官公署等の許可又は認可等を必要とするものにあっては、当該許可又は認可等を受けている有資格業者であること。
ウ　発注物品等の履行期限又は履行場所等により、一定地域にある有資格業者を対象として競争に付することが契約上有利と認められる場合においては、当該一定地域にある有資格業者であること。
エ　発注物品等の契約について、その性質上、特殊技術、機械器具又は生産設備等を有する有資格業者に行わせる必要がある場合においては、当該特殊技術、機械器具又は生産設備等を有する有資格業者であること。
オ　発注物品等が輸入品に係る契約において、当該輸入品に関する外国の製造会社又は販売会社から販売権を得ている有資格業者又は当該輸入品の取引が可能な有資格業者であること。
カ　指名競争入札に参加しようとする有資格業者の経営の規模が、指名しようとする時点の発注物品等の手持ちの状況又は発注物品等の執行予定額を勘案して、適正な規模と認められる有資格業者であること。
キ　発注物品等の契約の適正な履行を確保するため、機種又は銘柄等を指定する必要があるときは、当該機種又は銘柄等に係る発注物品等を納入することが可能な有資格業者であること。
ク　発注物品等の契約について、政府機関又はこれに準ずる機関の検定基準又は標準規格等に合格した発注物品等を納入させる必要があると認める場合においては、当該発注物品等を納入できる有資格業者であること。
ケ　前各号に定める有資格業者のほか、特に必要と認められる有資格業者を選定することができるものとする。

第３章　随意契約の協議の相手方の選定

（選定の原則）

第５条　地方自治法施行令第 167 条の２第１項の規定よる随意契約（以下「随意契約」という。）の協議の相手方の選定は、有資格業者から行うことを原則とする。ただし、やむを得ないと認めるときはこの限りではない。
２　第２条第２項及び同条第３項の規定は、随意契約の協議の相手方の選定についてこれを準用する。

（随意契約の協議の相手方の数）

第６条　随意契約の協議の相手方の数は、概ね５者とする。ただし、見積合わせに付する物品購入等の特殊性からこの数を増減することができるものとする。

（選定方法）

第７条　第４条の規定は、随意契約の協議の相手方の選定方法についてこれを準用する。

第４章　その他

（その他）

第８条　この要綱に定めるもののほか、物品購入等に係る指名業者の選定に関し必要な事項は、別に定める。

附　則

この要綱は、平成 16 年６月８日から施行する。

附　則

この要綱は、令和３年２月８日から施行する。

附　則

この要綱は、令和７年６月１日から施行する。